

新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問

2021年5月25日



区分	ご質問	回答
保障内容に関するご照会	新型コロナウイルス感染症で入院した場合、入院給付金の請求対象になりますか。	新型コロナウイルス感染症は、当社約款に定める疾病に該当します。各商品の入院給付金の支払事由に該当する場合、ご請求の対象となります。
	新型コロナウイルス感染症で被保険者が死亡した場合、死亡保険金の請求対象になりますか。	新型コロナウイルス感染症により被保険者が亡くなられ、各商品の死亡保険金の支払事由に該当する場合、ご請求の対象となります。
	新型コロナウイルス感染症で被保険者が死亡した場合、災害死亡保険金の請求対象になりますか。 また、新型コロナウイルス感染症により被保険者が高度障害状態になった場合、災害高度障害保険金の請求対象になりますか。	新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、被保険者が亡くなられ、各商品の災害死亡保険金の支払事由に該当する場合、災害死亡保険金のご請求の対象となります。また、所定の高度障害状態となり、各商品の災害高度障害保険金の支払事由に該当する場合、災害高度障害保険金のご請求の対象となります。
給付金等のお手続きに関するご照会	新型コロナウイルス感染症により、医療機関への入院に代わり、宿泊施設や自宅等で療養した場合、入院給付金の請求対象になりますか。	医療機関の事情により、入院が必要な状況であるにもかかわらず、医師の指示により宿泊施設や自宅等で療養し、医師の治療を受けた場合、医師の証明書等をご提出いただくことにより入院給付金のご請求の対象となります。
	新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅療養している場合、就業不能給付金の請求対象になりますか。	医師の指示により自宅等で療養された場合は、就業不能保険（無解約返戻金型）の就業不能状態に該当します。就業不能状態が支払対象外期間（60日）をこえている場合、ご請求の対象となります。
	濃厚接触者として自宅待機している場合、就業不能給付金の請求対象になりますか。	濃厚接触者としての自宅待機状態は、就業不能保険（無解約返戻金型）の就業不能状態に該当しないため就業不能給付金のご請求の対象外となります。なお、就業不能保険（無解約返戻金型）の就業不能状態とは、当社約款に定める傷病または疾病の治療を目的として、入院または在宅療養をしている状態となります。
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、医療機関への通院に代わり、オンライン診療や電話診療を受けた場合、通院給付金の請求対象となりますか。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響のため、医療機関の事情により、通院に代え、医師によるオンライン診療や電話診療を受け、各商品の通院給付金の支払事由に該当する場合には、ご請求の対象となります。なお、当該お取扱いは、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を受けた臨時的な対応を踏まえて実施する限定的なお取扱いとなります。

区分	ご質問	回答
<p>保険料の払込に関するご相談</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で保険料の払込が困難なため、契約を解約したい。</p>	<p>緊急事態宣言発令に伴い、保険料払込猶予期間を所定の期日まで最長6か月延長する特別取扱を実施しております。詳しい取扱内容は専用窓口 0120-272-860 までお問い合わせください。 大切なご契約ですので、当取扱をご利用いただき、ぜひご契約の継続をご検討ください。 なお、上記取扱は、政府による緊急事態宣言の対象地域のお客様に限定せず、国内全地域のお客様を対象に実施しております。</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で保険料の払込が困難なため、保険料払込猶予期間を延長してほしい。</p>	<p>緊急事態宣言発令に伴い、保険料払込猶予期間を所定の期日まで最長6か月延長する特別取扱を実施しております。ご希望の場合は、専用窓口 0120-272-860 までお申し出ください。 なお、上記取扱は、政府による緊急事態宣言の対象地域のお客様に限定せず、国内全地域のお客様を対象に実施しております。</p>
<p>お客様へのご対応に関するご照会</p>	<p>コールセンターは通常通り営業していますか。</p>	<p>現在、状況により一部営業時間を縮小しております。新型コロナウイルス感染症に関連し、不安や疑問をもたれたお客様にご安心いただけるよう万全の体制をとっておりますが状況により電話がつながりにくい場合もございますのであらかじめご了承ください。 なお、最新のコールセンターの営業時間は、弊社ホームページにてご案内しておりますのでご確認ください。</p>
	<p>保険料の払込や各種手続きについて相談をしたいが、専用の窓口はありますか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客様への専用のご相談窓口を設けております。 ご相談は専用窓口 0120-272-860 までお問い合わせください。</p>